

各支給認定保護者の皆様

認定こども園松崎保育園

### 令和2年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和2年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支携去(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第 1 項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和2年度の実績を御報告するものです。  
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

認定こども園松崎保育園 設置者様

新潟市役所保育課

## 令和2年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和2年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

## 〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

## ■教育標準時間認定児童(1号認定児童)

単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	176,510	176,510	160,360
5月	179,650	179,650	163,500
6月	228,450	179,650	163,500
7月	228,450	179,650	163,500
8月	226,770	177,970	161,820
9月	228,450	179,650	163,500
10月	228,450	179,650	163,500
11月	230,420	181,620	165,470
12月	228,450	179,650	163,500
1月	228,450	179,650	163,500
2月	227,760	179,160	163,090
3月	233,910	185,310	169,240

## ■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	190,850	186,600	111,120	106,870	65,920	61,670	50,260	46,010
5月	190,810	186,560	111,080	106,830	65,880	61,630	50,220	45,970
6月	190,800	186,550	111,070	106,820	65,870	61,620	50,210	45,960
7月	190,770	186,520	111,040	106,790	65,840	61,590	50,180	45,930
8月	190,760	186,510	111,030	106,780	65,830	61,580	50,170	45,920
9月	190,690	186,440	110,960	106,710	65,760	61,510	50,100	45,850
10月	190,690	186,440	110,960	106,710	65,760	61,510	50,100	45,850
11月	190,680	186,430	110,950	106,700	65,750	61,500	50,090	45,840
12月	190,690	186,440	110,960	106,710	65,760	61,510	50,100	45,850
1月	190,690	186,440	110,960	106,710	65,760	61,510	50,100	45,850
2月	188,250	184,040	109,640	105,430	64,990	60,950	49,510	45,470
3月	188,900	184,690	110,290	106,080	65,640	61,600	50,160	46,120

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。

(注)副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途225×実施日数(20を超える場合には20)、2号認定児童は別途4,500を追加。